低入札価格調査制度の改正概要 (R4.6.1)

制度の概要

予定価格が 5,000 万円以上の事後審査型条件付一般競争入札において、<u>低入札調査基準</u> 価格を下回った場合、低入札価格調査制度実施要綱に基づき**基本調査**を実施します。

基本調査においていずれかの基準を満たさない場合は失格となりますが、基準をすべて 満たしている場合は2次調査を実施し、当該契約の内容に対する入札金額の妥当性につい て判断します。

令和4年6月1日以降に入札の公告をする建設工事等から、低入札調査基準価格の算定 式及び基本調査における数値的判断基準の算定式を以下のとおり改正します。

1 低入札調査基準価格算定式の見直し

(1) 土木工事

低入札調査基準価格

=直接工事費×①+共通仮設費×②+現場管理費×③+一般管理費×④

係数	改正前	R4.6.1 改正後
1)	10 分の 10.0	10 分の <mark>9. 7</mark>
2	10 分の 10.0	10 分の <mark>9. 0</mark>
3	10 分の 8.0	10 分の <mark>9. 0</mark>
4	10 分の 5. 5	10 分の <u>6. 8</u>
設定範囲	上限値:予定価格×0.92	上限値:予定価格×0.92
	下限値:予定価格×0.87	下限值:予定価格× <u>0.75</u>

(2) 建築工事及び設備工事

低入札調査基準価格

【改正前】=直接工事費 \times 0.95 \times ①+共通仮設費 \times ②+現場管理費 \times ③+一般管理費 \times ④

【改正後】=直接工事費 \times 0.9 \times ①+共通仮設費 \times ②

+ <u>(現場管理費+直接工事費×0.1)</u>×③+一般管理費×④

係数	現行	R4. 6. 1 改正
1)	10 分の 10.0	10 分の <mark>9. 7</mark>
2	10 分の 10.0	10 分の <mark>9. 0</mark>
3	10 分の 8.0	10 分の <mark>9. 0</mark>
4	10 分の 5. 5	10 分の <u>6. 8</u>
設定範囲	上限値:予定価格×0.92	上限値:予定価格×0.92
	下限値:予定価格×0.87	下限値:予定価格× <u>0.75</u>

2 低入札価格基本調査における数値的判断基準の見直し

数值的判断基準

直接工事費から入札書記載金額までのそれぞれが、下表の算定率を乗じた額(1万円未満の端数は切捨)以上であること。

区分	改正前	R4. 6. 1 改正後
直接工事費:①※	① ※ ×0.75	① <mark>※</mark> ×0.75
共通仮設費:②	②×0.70	②×0.70
現場管理費:③※	③×0.70	③ <mark>※</mark> ×0.70
一般管理費等:④	4×0.55	4×0.55
	A又はBのいずれか低い額	ア+イ+ウ+エ−オ
		ア:① <mark>※</mark> × <u>0. 97</u>
入札書記載金額:⑤		イ:②× <u>0.90</u>
八代音 化 戦 並 領 ・		ウ:③ <mark>※</mark> × <u>0. 90</u>
		エ:④× <u>0.68</u>
	<u>}</u> \	オ:工事価格×0.03

(ア〜オは円未満切捨)

改正前⑤: A又はBのいずれか低い額

A=ア+イ+ウ+エ-オ	B=カ+キ+ク+ケ
ア:①※×1.00	カ:①※×0.95
イ:②×1.00	キ:②×0.90
ウ:③×0.80	ク:③×0.80
エ:④×0.55	ケ: ④×0.55
オ:工事価格×0.03	_

(ア〜ケは円未満切捨)

- ※【改正前】建築工事及び設備工事については、①の額は直接工事費に 0.95 を乗じて得 た額とする。
- ※【改正後】建築工事及び設備工事については、①の額は直接工事費に <u>0.90</u>を乗じて得た額、<u>③の額は現場管理費と、直接工事費に 0.10 を乗じて得た額との合計額</u>とする。